

## 〔事案 25-182〕 契約無効請求

・平成 26 年 9 月 26 日 裁定終了

### <事案の概要>

契約している集団扱普通定期保険について、更新回数に限度があることの説明を受けていないことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

昭和 62 年 8 月に集団扱普通定期保険を契約し、平成 24 年の更新に至るまで、計 5 回の更新を繰り返してきたが、平成 25 年 11 月になって、本契約の保険期間は 75 歳になる残り 3 年であることが分かった。以下の理由により納得できないので、契約を無効にしてほしい。

- (1) 保険期間の満了時期について、これまで一度も説明がなかったことは、保険業法 300 条 1 項および金融商品販売法 3 条に違反する。
- (2) 契約時または更新の際に契約終了時期についての説明が行われなかったことは、消費者契約法 4 条 2 項に違反する。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約の終了時期が加入から 30 年後であることは「ご契約のしおり 定款・約款」等に記載されており、保険業法 300 条 1 項および消費者契約法 4 条 2 項には違反しない。
- (2) 金融商品販売法 3 条 1 項の重要事項とは、市場リスクや信用リスク等によって元本欠損が生じるおそれを指し、契約期間の終了時期については含まれないため、同法に違反しない。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

#### 1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、以下の点により、契約の無効または取消しを求めているものと判断する。

- (1) 保険業法 300 条 1 項および金融商品販売法 3 条違反を理由とする契約の無効。
  - (2) 消費者契約法 4 条 2 項違反を理由とする契約の取消し。
  - (3) 本契約の保険期間について募集人から説明を受けなかった、死ぬまで入れると思っていたかもしれない、死亡保険金は死ぬまでもらえると思っていた等を主張していることから、民法 95 条にもとづく錯誤による契約の無効。
- #### 2. 保険業法 300 条 1 項および金融商品販売法 3 条について
- 保険業法は保険業のあり方について規定した法律であって、同法違反が契約の効力を失わせるものではない。また、金融商品販売法違反についても同様である。したがって、申立人は、上記法律を根拠に、本契約の無効を求めることはできない。

#### 3. 消費者契約法 4 条 2 項について

- (1) 消費者契約法が施行されたのは平成 13 年 4 月 1 日であるため、昭和 62 年 8 月に締結された本契約については適用がない。また、本契約は、当初の契約内容と同一の条件で自動更新されるため、更新にあたって再度、契約内容について同様の説明をする義務はない。仮

にその義務があるとしても、書面で説明をすれば足り、口頭による説明義務はない。

- (2) この点、本件においては、「保険契約の更新」の案内が申立人に交付されており、これには「更新の対象となる契約は次の条件をすべて満たすこと」が必要であるとされ、「・更新日の被保険者の年齢が80歳以下であること」「・更新後の保険期間満了の日の被保険者の年齢が84歳以下であること」「・当初の契約成立日から更新後の保険期間満了の日までの期間が通算して30年以内であること」と記載されている。

この記載によると、本契約は保険期間が平成29年7月末までであり、これ以後は更新できないことは明らかである。よって、更新限度についての説明は足りているため、申立人の主張は認められない。

#### 4. 錯誤無効について

- (1) 本契約の締結時期は約30年も前であるため、事実確認が困難であり、事情聴取によっても、申立人自身、契約時の事情は覚えていない等と供述しており、契約時、いつまで契約が更新できると認識していたかについての明確な供述はないため、本契約の錯誤無効を認定することは困難である。
- (2) 仮に錯誤があったとしても、契約時、一般に募集時に交付されるであろうパンフレットや設計書等をみれば、更新限度についての記載があることが通常であり、わずかな注意によって知り得ることであることからすれば、錯誤に陥ったことにつき重大な過失があると評価できるため、無効を主張することはできない。